中学校入学予定の保護者様

小金井市教育委員会

令和９年度　就学援助制度のお知らせ

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、一定の要件を満たす世帯に、就学に必要な費用（学用品費など）の一部を援助する制度があります。

★援助が受けられる世帯とは

・生活保護または児童扶養手当を受給している世帯
・前年中の世帯の総収入が、市が定める基準未満の世帯
・主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯
・天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯　　など

※　認定基準を満たさない場合、援助が受けられないケースがあります。

★申請するには

４月（入学後）に学校から「就学援助制度のお知らせ」を各家庭に配布します。そのお知らせに添付している申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに学務課へ申請してください。

※　収入基準、支給内容、必要書類等の詳細は、４月に配布されるお知らせをご覧ください。

※　援助を希望されるご家庭は、**毎年度**申請が必要です。

★「入学時学用品費」の支給時期について

本市では、就学援助制度受給対象世帯（生活保護世帯を除く）へ「入学時学用品費」を支給しております。支給時期は、入学前または入学後のどちらか１回です。令和９年度については以下のとおりです。詳細は裏面をご確認ください。

就学援助制度受給対象世帯（生活保護世帯を除く）	入学時学用品費 支給時期（予定）
令和８年度に既に受給対象となった世帯、または、令和９年１月２９日までに新たに受給対象となった世帯	令和９年 ３月頃
令和９年４月に申請し、受給対象となった世帯	令和９年 ７月頃

※　私立中学校へ進学される方は**対象外**となります。受給後に私立校への入学が判明した場合は返還が必要です。



【問合せ先】小金井市教育委員会　学務課
電　　話：０４２－３８７－９８７４